

# **宝塚市議会基本条例の枠組み構想案**

## **1. 議会って何だろう**

### **◆なぜ、「議会基本条例」を作るのか？**

<背景>

<作る意義>

### **◆議会を継続して改革していくには**

<常に改革を行っていくための組織を議会に設置する>

<継続的に改革していくための取り組み>

### **◆議会とは何をする所なのか**

<条例や予算などを決める>

<市民の意見をくみとり、市政への反映させるために>

<一般質問などを活用し、市政を監視するために>

### **◆議会はどんな活動をするのか**

<議会の活動とは>

### **◆議会をどうやって改革していくのか**

<1年中議会を開催する>

<地方自治法で決められている議決する内容を追加する> (第96条第2項)

<法律で定められていない審議会へは参加しない>

### **◆会議自体の運営を改革するには**

<市民が理解しやすい質問の方法とは>

<議員同士の議論を活発に行うために>

<委員会において、いろんな議員が発言できるようにする>

### **◆議会としての説明責任は**

<議会の説明責任として>

## **2. 市民参加と情報公開について**



### **◆どうやったら市民に参加してもらえるか**

<市民が参加できる機会を増やすために>

<市民にどんどん情報公開していくために>



### ◆会議へ参加してもらう方法

- <平日夜間や土日祝に議会を行う>
- <会議をすべて公開する>
- <市民からの提案（請願と陳情）をどう取り扱うか>
- <傍聴者への資料の提供方法は>



### ◆議会の活動結果を報告する方法は

- <議員の賛否を公開していく>
- <市民との意見交換会である議会報告会を行うには>
- <議会・議員の評価を公表していく>

## 3. 議会と市長との関係について

### ◆議会として、市長との関係を明らかにする

- <市長との関係とは>

### ◆行政（市長当局）に対する会議運営の方法を改革するには

- <行政に対して、政策を形成するときに使用した資料を提出させる>
- <行政側が反対意見を言える権限を与える>
- <行政への文書による質問ができる>

## 4. 議会等の機能充実について



### ◆議会の機能を充実させるには

- <議員による政策検討組織を設置するために>
- <専門的、政策的な意見などを聞くことができる機関（附属機関）を設置する>

### ◆議会事務局の機能を充実させるには

- <議会を活性化させるために、事務局の機能を充実させる必要がある>

### ◆議員の資質を向上させるには

- <議員の活動原則とは>
- <研修活動の充実するために>
- <議員倫理を向上させるために>
- <政務調査費の報告や公開を行う>